

公益財団法人 北海道高等学校奨学会
私立高等学校入学資金貸付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道高等学校奨学会（以下「奨学会」という。）が行う北海道内の私立高等学校（全日制）の入学時に要する納付金（以下「入学資金」という。）の貸付及び返還について必要な事項を定めるものである。

(貸付を受ける者の資格)

第2条 奨学会から入学資金を借り受けることのできる者は、北海道内の私立高等学校（全日制）に貸付を受ける年に入学し、本会の定める日までその学校に在学している生徒で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) その者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号第6条第1項）に規定する被保護世帯であること
- (2) その者の属する世帯の世帯員が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村村民税が課税されていない

(貸付の条件)

第3条 入学資金の貸付金額は200,000円以内とする。

- 2 入学資金貸付は無利子とする。

(出願の手続)

第4条 入学資金の借入を希望する者は入学した学校の校長（以下「学校長」という。）を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学資金借入申込書
 - (2) 生活保護受給に関する証明書又は市町村村民税の非課税の証明書
- 2 入学資金借入希望者は、親権者又は後見人1名を連帯保証人に定めなければならない。

(貸付の決定)

第5条 入学資金の貸付は前条の書類を審査し会長が決定し理事会に報告する。

- 2 決定通知は学校長を経て本人へ行う。
- 3 奨学会から貸付の決定を受け入学資金を借りる者（以下「借用者」という。）は、第6条に規定する連帯保証人2名と連署した借用証書と、借用者及び連帯保証人2名の住民票並びに連帯保証人2名の印鑑登録証明書を学校長を経て本会へ提出し、本会の審査を受けなければならない。
- 4 前項の借用証書及び添付書類は本会の定める期限までに提出のない場合は、又は審査に不合格となった場合は貸付決定を取り消す。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人のうち1名は借用者の親権者又は後見人、他の1名は借用者の父母以外

の者で次の各号の全てに該当する者であることを原則とする。ただし、他の1名については、全ての条件を満たした場合であっても、その者が本会の入学資金の貸付を受け、返還が滞っている場合を除く。

- (1) 北海道内に居住する者
 - (2) 独立して生計を営む者
 - (3) 成人であって返還能力を有する者
 - (4) 本会と連絡可能な者
 - (5) 本会の他の奨学生の保証人になっていない者
- 2 会長は、前項の連帯保証人を適当でないと認めたときは、いつでもその変更を求めることができる。

(貸付金の交付)

第7条 入学資金の貸付金（以下「入学貸付金」という。）の交付は入学した年の7月までに一括で、学校長を経て交付する。

(届出書類)

第8条 借用者、連帯保証人及び学校長は次の各号の一に該当するときは所定の書式により直ちに本会へ届け出なければならない。

- (1) 借用者が退学、休学、復学又は転校したとき。
- (2) 借用者が停学、退学又はその他処分を受けたとき。
- (3) 借用者又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先、その他重要な事項に変更があったとき。
- (4) 借用者又は連帯保証人が死亡又は破産したとき。

(返 還)

第9条 入学貸付金は貸付を受けた年の翌年4月から12年以内に別表で定めた金額を毎年6月及び12月の年2回の半年賦払にて返還しなければならない。ただし繰上返還することを妨げない。

- 2 前項の支払は郵便局又は本会の指定する銀行からの預貯金口座振替の方法により返還しなければならない。ただし、返還の延滞者又は本会の指定する者については本会の指定する方法等によるものとする。
- 3 入学貸付金返還の延滞者に対しては第1項の規定にかかわらず、本会の指定した日までに返還残額の全部を返還させることができる。

(違約金)

第10条 入学貸付金の返還を6月以上延滞し、正当な事由がないと認められるときは違約金を徴収することができる。ただし、特別の事情があると認められるときは、願出によりその違約金の全部または一部を免除することができる。

- 2 前項に規定する違約金の額は、その延滞額に延滞した期間が6月をこえるごとに、6月について100分の1.5の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

(返還の強制)

第 11 条 入学貸付金の返還を著しく延滞したときその他特別の必要があると認められるときは、その借用者又は連帯保証人に対し民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 7 編及び民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続を行うものとする。

(返還の猶予)

第 12 条 借用者及びその連帯保証人である親権者がやむを得ない事由により返還が著しく困難であると認められるときは、その事由を証することのできる書類により入学貸付金の返還を猶予することができる。ただし猶予の継続は 5 年を限度とする。

2 返還猶予は原則として願出によるものとし、その期間は 1 年以内とする。

(返還の減免)

第 13 条 借用者が、次の各号の一に該当するときは、入学貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡又は精神若しくは身体に障がいを受けたことによる労働能力の喪失若しくは労働能力の高度の制限を有することにより入学貸付金の返還をすることが著しく困難と認められたとき。

(2) その他、真にやむを得ない事由により返還が著しく困難であると認められたとき。

2 前項の規定により入学貸付金の返還の免除を受けようとするときは、借用者又は連帯保証人は次の各号の書類を添えて願出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本、心身障がいによるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに前項第 2 号によるときはその事実を証するもの

(2) 原則として本人及びその親権者で連帯保証人の市区町村長が発行する所得証明書

(提出書類)

第 14 条 借用者又はその連帯保証人は書類を本会の定めるところに従って提出しなければならない。提出書類に不正、虚偽又は著しい遅滞があった場合は貸付決定の取消、返還猶予若しくは返還免除の取消又は入学貸付金の全額若しくは一部の即時返還請求等の処理をとることがある。

(学校の協力)

第 15 条 奨学会は、学校長に入学貸付金業務の協力を求めることができる。

2 奨学会は、学校長に入学貸付金の返還督促業務の協力を求めることができる。

(管轄裁判所)

第 16 条 入学資金の貸付及びその返還に関し訴訟が生じたときは、本会の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(実施細目)

第 17 条 この規程の実施について必要な事項は、会長が決定する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

入学貸付金の返還額について

貸付総額 (返還総額)	返還年数 (返還回数)	1回当たり 返 還 額
200,000円	12年 (24回)	8,300円 (最終回9,100円)
200,000円 未満	貸付総額(返還総額)を 16,700円で除して求め られる数(小数点以下は切上 げ)を返還年数とする。 〔 返還年数を2倍したもの が返還回数 〕	貸付総額(返還総額)を左の 計算による返還回数で除して 得られた金額(100円未満 は切捨て)が一回当たり返還 額(なお100円未満の切捨 てた額は最終回で上乗せ調整 する。)